

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第37号

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号テ中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(営業施設について講ずべき措置の基準)</p> <p>第8条 法第4条第2項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 入浴施設について次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア～ツ (略)</p> <p>テ <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、客室の浴室を除く。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(営業施設について講ずべき措置の基準)</p> <p>第8条 法第4条第2項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 入浴施設について次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア～ツ (略)</p> <p>テ <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、客室の浴室を除く。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(以下略)</p>